

長崎県地球温暖化防止活動推進員募集要領

県では、「長崎県地球温暖化防止活動推進員」（以下「推進員」という。）として、省エネルギーなど地球温暖化防止のための取組を自ら実践するとともに、温暖化防止に関する取組の普及啓発や地域住民への情報提供を進めてくださる方を募集します。

1. 募集定員

100人程度

2. 推進員の任期

令和8年4月1日から令和10年3月31日まで。（2年間）

3. 応募資格

- (1) 地球温暖化防止に強い関心を持ち、その知識の普及や啓発活動に積極的に取り組んでいただける方。
- (2) 県内に居住する満18歳以上の方（ただし、高校生を除く）。
- (3) 地球温暖化防止活動推進センターが開催する「推進員研修会」に参加できる方。
- (4) 推進員としての活動状況を、半年ごとに県へ報告していただける方。

4. 応募方法

- (1) 長崎県電子申請システムでの応募

《アドレス》

https://apply.e-tumo.jp/pref-nagasaki-u/offer/offerList_detail?tempSeq=11763

《QRコード》



(2) 様式ファイルでの応募

「長崎県地球温暖化防止活動推進員 応募申込書」に必要事項を記入し、メール、郵送、ファクシミリ又は持参によりお申し込みください。なお、応募申込書は、以下の長崎県ホームページからダウンロードできるほか、長崎県地域環境課又は最寄りの県立保健所、市町（環境保全担当課）でも配布しております。

《ホームページアドレス》

<https://www.pref.nagasaki.jp/object/shikaku-shiken-bosyu/boshu/765859.html>

5. 募集期間

令和8年2月2日（月）から令和8年2月27日（金）まで

6. 応募先（問い合わせ先）

〒850-8570 長崎市尾上町3-1

長崎県地域環境課（温暖化対策班）

[電話] 095-895-2512

[FAX] 095-895-2572

[メール] s16080@pref.nagasaki.lg.jp

7. 選考・通知

提出いただいた応募申込書の内容に基づき、これまでの活動実績や意欲等について審査・選考を行い、推進員を決定します。選考結果は、別途郵送により通知します。

8. 推進員の活動等

(1) 活動内容

- ① 自ら地球温暖化防止に資する行動を実践するとともに、推進員としての資質の向上に努める。
- ② 市町や住民などの依頼に基づき、住民に対する普及啓発活動を行うほか、自ら活動計画を企画し、自主的な普及啓発活動を行う。
- ③ 県内の各種団体等が行う地球温暖化防止に関する活動について、協力依頼を受けた時は、積極的に協力する。
- ④ 地球温暖化対策に関する情報、事例、意見等を県・市町及び住民へ提供する。
- ⑤ 県及び市町等が開催する研修会や講演会等へ積極的に出席する。
- ⑥ 年2回（上半期、下半期）活動報告書を事務局に提出する。

(2) 活動区域

原則として、以下のうち居住されている市町が含まれる地区を対象とします。

- ① 長崎地区（長崎市）
- ② 佐世保地区（佐世保市）
- ③ 西彼地区（西海市、長与町、時津町）
- ④ 県央地区（諫早市、大村市、東彼杵町、川棚町、波佐見町）
- ⑤ 県南地区（島原市、雲仙市、南島原市）
- ⑥ 県北地区（平戸市、松浦市、佐々町）
- ⑦ 五島地区（五島市）
- ⑧ 上五島地区（新上五島町、小值賀町）
- ⑨ 壱岐地区（壱岐市）
- ⑩ 対馬地区（対馬市）

(3) ボランティア活動保険への加入

推進員は長崎県社会福祉協議会のボランティア活動保険に加入します。なお、手続き及び加入費用負担は県で行います。

(4) 推進員研修会等の旅費

推進員地区研修会やセミナーについては、必要に応じて会場までの旅費、宿泊費をお支払い

します。ただし、原則として開始から終了まで全て参加することが必要で、遅刻や途中退出等で参加時間が短い場合はお支払いできない場合があります。

(5) 謝金

活動状況を報告いただいた推進員の方に対しては、「長崎県地球温暖化防止活動推進員設置要綱」に基づき、予算の範囲内でそれぞれ謝金をお支払いします。

9. 留意事項

推進員の活動支援については、委託先のセンターが行っています。

予算や内容等により必要な支援が受けられない場合もありますので、活動の際は事前にセンターと協議・調整してください。

なお、推進員として不適任と認められる場合等については、設置要綱に基づき委嘱の取消等を行うことがありますのでご了承ください。